

令和5年度 家庭的保育事業等指導監査実施計画

1. 基本方針

家庭的保育事業等を行う事業所に対して、児童福祉法の規定により、御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導、助言を行うことにより、適正な事業の運営の確保を目的とする。

2. 指導監査の重点事項

(1) 職員配置基準の順守

- ・職員配置基準における職員の数及び資格等を満たしているか。

(2) 労働法規の遵守の徹底

- ・賃金や各種手当の支給、労働時間の管理、有給休暇の付与など労働基準法をはじめとする各労働法規は遵守されているか。

(3) 適切な保育環境及び安全管理への取組

- ・保育中の事故防止のために子どもの心身の状態等を踏まえつつ、事業所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図っているか。

(4) 施設の衛生管理及び感染症及び食中毒のまん延防止への取組

- ・施設・設備の衛生管理に努めているか。
- ・感染症及び食中毒の発生防止及びまん延防止のための必要な対策を図っているか。

3. 指導監査スケジュール

年	月	スケジュール
令和5年	10月	・書類提出（月末締切）
	11月	・指導監査
	12月	・結果通知
令和6年	2～3月	・結果公開（町ホームページ）